

厚生労働大臣の定める掲示事項等 2025-04

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

1. 入院基本料について

当院の入院病棟は療養病棟入院料1を算定しており、患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置し、交代で 24 時間看護を行っています

看護職員一人あたりの受け持ち患者数(看護職員の1日あたりの勤務数)

	9:00-17:00	17:00-1:00	1:00-9:00
3F 病棟 (7人/日)	8人以内	24人以内	24人以内
4F 病棟 (8人/日)	9人以内	25人以内	25人以内
5F 病棟 (8人/日)	8人以内	25人以内	25人以内

2. 施設基準等に係る届出について

当院は北海道厚生局長へ下記の届出を行っております

1) 基本診療料

- ・療養病棟入院料1
- ・入院時食事療養(Ⅰ)
- ・入院時生活療養(Ⅰ)
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・感染対策向上加算3
- ・連携強化加算
- ・サーベイランス強化加算
- ・看護補助体制充実加算1

2) 特掲診療料

- ・薬剤管理指導料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・在宅時医学総合管理料
- ・施設入居時等医学総合管理料
- ・16列以上64列未満マルチスライスCT
- ・ニコチン依存症管理料
- ・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・胃瘻造設術
- ・人工腎臓
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料26



厚生労働大臣の定める揭示事項等 2025-04

3. 入院時食事療養費に係る食事療養・入院時生活療養費に係る生活療養について

入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時)適温にて提供しております

入院時食事療養費の標準負担額に関する事項

70歳未満	70歳以上	標準負担額(1食あたり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)	510円	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	過去1年の入院が90日以下 過去1年の入院が90日超 ※申請が必要	240円 190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

※指定難病 300円

入院時生活療養費の標準負担額に関する事項

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額		
		食費(1食)	居住費(1日)	
一般	一般の患者	510円	370円	
	指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)	300円	0円	
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱ	240円	370円	
	低所得者Ⅱ (重篤・集中的治療等)	過去1年の入院90日以下	240円	370円
		過去1年の入院90日超 ※申請が必要	190円	370円
	低所得者Ⅱ(指定難病)	過去1年の入院が90日以下	240円	0円
過去1年の入院が90日超 ※申請が必要		190円	0円	
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ	140円	370円	
	低所得者Ⅰ(重篤・集中的治療等)	110円	370円	
	低所得者Ⅰ(指定難病) 低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者 境界層該当者	110円	0円	



厚生労働大臣の定める揭示事項等 2025-04

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい

5. 保険外負担に関する事項について

別紙「保険外料金一覧」にてご確認ください

6. 院内感染防止対策に関する事項について

北海道知事より第二種協定指定医療機関として指定されており、感染防止対策向上加算 3 を算定しています。

院内感染防止のため、以下の取り組みを実施しています。

- ・感染制御チーム(ICT)による感染防止活動
- ・標準予防策や抗菌薬適正使用に関するマニュアルの作成
- ・職員向け院内感染対策研修(年 2 回)
- ・週 1 回の院内巡回と感染対策の実施状況確認・指導
- ・他医療機関との感染対策合同カンファレンスへの参加
- ・新興感染症発生を想定した訓練の実施
- ・抗菌薬適正使用や薬剤耐性菌の監視体制を整備し、特定抗菌薬の届出制を採用

7. 一般名処方・長期収載品に関する事項

後発医薬品の使用促進と医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、医薬品を有効成分の名称で記載する一般名処方を行っています。2024 年 10 月から、長期収載品について医療上の必要がない場合に患者様の希望で処方した際は、選定療養として特別な自己負担が発生します。※医師の判断や供給不足時は対象外です



厚生労働大臣の定める掲示事項等 2025-04

8. 生活習慣病管理料に関する事項

高血圧症・脂質異常症・糖尿病に関して療養指導に同意した患者様が対象です。

個々に応じた目標設定、血圧・体重・食事・運動に関する具体的な指導内容等を記載した「療養計画書」への署名をいただく必要がございますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

患者様の状態に応じて担当医の判断のもと、28日以上長期処方またはリフィル処方箋の発行が可能です

9. ニコチン依存症管理料に関する事項

当院では禁煙治療を実施しております

病院敷地内は全面禁煙です

10. 看護補助体制充実加算に関する事項

看護師の負担軽減および処遇改善のため、以下の取り組みを行っています

- ・看護職員の増員
- ・看護職員の勤務状況の把握
- ・業務量の調整
- ・多職種との業務分担
- ・看護補助者の配置

